



大胆な設備投資促進税制の創設（1/3）

一言解説

危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、全業種を対象とした大胆な設備投資の促進に向けた税制が創設されます。

概要

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、生産等設備（※1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（一定の規模以上のもの（※2）に限ります。）で、特定生産性向上設備等（仮称）（その法人が同法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に経済産業大臣の確認を受けたものに限ります。）（※3）に該当するもの（特定機械装置等）の取得等（※4）をし、その事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合（**その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に特定機械装置等の取得等をし、その事業の用に供した場合**に限ります。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その特定機械装置等について普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（即時償却）とその**取得価額の7%**（建物、建物附属設備及び構築物については、4%）の**税額控除**との**選択適用**ができることがあります。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができることとされます（所得税についても同様）。

（※1） 「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は該当しません。

（※2） 「一定の規模以上のもの」とは、それぞれ次のものをいいます。

No.	資産	取得価額
1	機械装置	1台又は1基の取得価額が 160万円以上 のもの
2	工具及び器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が 120万円以上 のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。）
3	建物	一の取得価額が 1,000万円以上 のもの
4	建物附属設備及び構築物	それぞれ一の取得価額が 120万円以上 のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。）
5	ソフトウェア	一の取得価額が 70万円以上 のもの



大胆な設備投資促進税制の創設（2/3）

(※3) 「特定生産性向上設備等」とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、次の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものをいいます。

No.	基準
1	生産性向上設備等の導入に係る投資計画に記載された生産等設備を構成する生産性向上設備等の取得価額の合計額が 35億円以上 （中小企業者又は農業協同組合等については、5億円以上）であること
2	生産性向上設備等の導入に係る投資計画における年平均の投資利益率が 15%以上 となることが見込まれるものであること
3	生産性向上設備等の導入に係る投資計画にその実現に必要な資金調達手段が記載されていること
4	生産性向上設備等の導入に係る投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
5	上記のほか、生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させること等の要件を満たすことであること

(※4) 「取得等」とは、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限ります。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建設を含みます。

(1) 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等以外の法人の所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除きます。）を適用しないこととされます。

No.	要件
1	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1%以上 （資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、2%以上）であること
2	国内設備投資額が当期償却費総額の 30% （資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、40%）を超えること



大胆な設備投資促進税制の創設（3/3）

- (2) 控除限度超過額の繰越控除は、産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について産業競争力強化法の認定を受けた法人（繰越控除の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、その認定を取り消された法人又はその認定に係る計画の計画期間が終了した法人を除きます。）で予見し難い国際経済事情の急激な変化への対応を確実に実施していることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限り、適用できることとされます。
- (3) 特定生産性向上設備等に係る投資計画の確認を受けた法人については、その投資計画の期間中においては、次の制度（No.2の制度のうち繰越税額控除制度を除きます。）の適用を受けることができないこととされます。

No.	制度
1	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
2	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）
3	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

- (4) 本税制の新設に伴い、戦略分野国内生産促進税制について次の見直しがされます。

No.	見直し内容
1	本税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、半導体税額控除限度額の計算の基礎となる半導体生産用資産及びこれとともに半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととされます。
2	本税制の適用を受けた特定機械装置等の取得価額は、特定商品税額控除限度額の計算の基礎となる特定商品生産用資産及びこれとともに特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に投資した金額に含めないこととされます。

留意事項

本制度の新設に伴い、特別償却制度が法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。